

# Yangon Japanese Association

Address: Room No.0908, 9th Floor, Sakura Tower, No.339, Bogyoke Aung San Road, Kyauktada T/S, Yangon, Myanmar. Tel : 09-3153-6921, 094-2108-5893, E-mail : [contact@yja-myanmar.org](mailto:contact@yja-myanmar.org)  
ホームページ <http://yja-myanmar.org/> 地図 : <https://goo.gl/maps/jAxfySq7y6NZRJb36>



2017年7月18日制定

## ヤンゴン日本人会 出張規約

ヤンゴン日本人会の要件での出張の際の対応について、以下の通り取り決める。

1. 出張可否については、年度予算範囲内であれば会長・副会長の承認を得て実施。予算を超える場合は役員会メンバーの承認を取得(緊急の場合はメール可)。
2. 出張報告を出張後の役員会で実施。
3. 出張に伴いヤンゴン日本人会より下記を補助するものとする。
  - (1) 航空券: エコノミークラス航空券代(往復)
  - (2) 原則、下記定額にて精算するものとする(出張精算簡便法)。
    - ア、日帰りの場合: 諸経費(タクシー等交通機関費用、電話代、空港利用税等)の補助費として…合計 国内外ともに US\$ 50
    - イ、宿泊を伴う場合: ホテル宿泊、諸経費(タクシー等交通機関代、電話代、空港利用税等)の補助費として…合計 海外 US\$150/泊、国内 US\$100/泊
  - (3) 定額精算を行わない場合  
実費精算するものとする。実費精算対象は、タクシー等交通機関費用、空港利用税、ホテル宿泊代のみ(食事代等の雑費は含まない)とし、事前に役員会に報告し、承認を得るものとする。緊急の場合は、メール等を活用し、事前に役員会に報告し、承認を得るものとする。
4. 出張時の事故等について:  
不幸にして、出張時に事故等に巻き込まれてもヤンゴン日本人会としては、一切の責任を負えないため、出張者は必要に応じ保険等を自己で掛ける等自己管理するものとする。

以上